

昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅にお住まいの方

耐震診断を行うことができます

木造住宅の耐震診断
自己負担 0 円！



昭和 56 年 6 月の建築基準法の改正で耐震基準が強化され、木造住宅は概ね震度 6 強の地震でも倒壊しない構造となっています。

一方、それ以前に建てられた住宅は耐震性が低い可能性が大きいです。

木造住宅の耐震診断は、建物の地盤・基礎の状態・建物の形状・壁及びスジカいの配置や割合・建物の老朽度などから、地震に対する耐力を総合的に判断するものです。

- ・対象住宅：昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅
※昭和 56 年 6 月 1 日以降増改築歴のないもの
- ・申請者：① 対象住宅の所有者又は居住者
② ①の親族（3 親等以内）



耐震性なしと
診断されたら…

◇木造住宅耐震改修等事業費補助金

補助金限度額：1,437,500 円

【補助の対象となる事業】

- ①耐震改修工事（設計費用含む）
- ②耐震化建替え工事（設計、除却費用含む）

◇木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金

補助金限度額：24 万円

【補助の対象となる事業】

住宅の 1 階部分に耐震シェルター（一部屋型 又は ベッド型）を設置する事業

※補助金交付決定前に工事請負契約等を締結した場合は補助対象外となります。
補助金のご利用を検討される際は、必ず事前にご相談ください。

【お問合せ】

甲州市役所 都市整備課
空家対策・住宅担当
Tel.0553-32-5072